

独立行政法人大学入試センター内部統制規則

平成27年3月31日
規則第10号

改正 平成29年3月31日規則第4号

改正 平成30年9月30日規則第28号

改正 令和2年3月31日規則第72号

独立行政法人大学入試センター内部統制規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に対する社会的信頼を確保し、センターの使命と社会的責任を果たすため、センターにおける内部統制の整備及びその推進のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「内部統制」とは、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、センターのミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長がセンターの組織内に整備・運用する仕組みをいう。

(内部統制担当役員等)

第3条 センターに、内部統制担当役員（以下「担当役員」という。）を置き、理事をもって充てる。

2 センターに、内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

3 センターにおいて、内部統制を推進する部門（以下「推進部門」という。）は、総務課とする。

(担当役員等の任務)

第4条 担当役員は、理事長の命を受け、センターにおける内部統制に関する取組みを総括整理する。

2 推進責任者は、職員が内部統制を遵守するよう監督するとともに、内部統制に関する取組みを総括するほか、担当役員との連絡を行う。

3 推進部門は、担当役員、推進責任者の命を受け、内部統制に関する取組みの補助を行う。

(内部統制委員会の設置)

第5条 センターにおける内部統制に係る取組みの検討、審議等を行うため、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事
- 二 試験・研究統括官
- 三 試験・研究副統括官
- 四 試験・研究統括補佐官
- 五 審議役
- 六 企画調整役
- 七 部長

八 特命担当部長

九 次長

十 課長

十一 参事

2 理事が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員以外の者を出席させることができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、委員長が招集し主催する。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(内部統制状況の報告等)

第10条 担当役員、推進責任者及び推進部門の担当者は、必要に応じて報告会を実施し、内部統制状況を確認するものとする。

2 担当役員、推進責任者及び推進部門の担当者は、内部統制の推進及びこの規則の運用に関する事務を継続的にモニタリングし、その状況を定期的に委員会に報告する。

3 担当役員は、内部統制状況の把握のために必要な場合は、関係する職員と面談を行うものとする。

4 担当役員、推進責任者及び推進部門の担当者は、内部統制について継続的にその見直しを図るものとする。

(内部統制推進のための情報システムの整備)

第11条 センターは、内部統制の推進のために次の項目について情報システムを整備する。

一 業務執行に係る意思決定プロセス又は経費支出の承認プロセスに関して、必要に応じて、チェックシステムを構築する。

二 理事長の指示、センターのミッションを確実に役職員に伝達するために、所内メール、掲示板をはじめとする情報システムを積極的に利用する。

三 職員は役員に業務上必要な情報(特に、危機管理、内部統制に関する情報)を伝達する際に、必要に応じ、所内メール、掲示板をはじめとする情報システムを積極的に利用する。

(情報化の推進)

第12条 センターは、業務システムを活用した効率的な業務運営のために、情報化統括責任者(CIO)の統括のもとに、積極的に、事務処理の効率化及び高度化を推進するものとする。

2 業務・システム最適化を推進するために、必要な事項を検討する委員会及び当該業務を担当する室を置くものとする。

3 前項の委員会及び室については、別に定める。

(円滑な情報活用)

第13条 センターは、情報システムを円滑かつ安全に活用するために、センターが保有するデータの所在情報を役職員に明示することとし、必要に応じ役職員のデータへのアクセス権を設定するものとする。

(研修の実施)

第14条 センターは、各課等の職員に対し、内部統制の推進に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行う。

(違反行為等に対する処分)

第15条 理事長は、職員の法令・規程等違反行為については、独立行政法人大学入試センター職員就業規則（平成18年規則第10号）及び独立行政法人大学入試センター非常勤職員就業規則（平成18年規則第23号）の規定に基づく懲戒処分等を実施する。

(反社会的勢力への姿勢)

第16条 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月30日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。